

**第3次堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画  
前期推進プラン（2016－2020）**

**平成28年（2016年）7月  
堺市環境局 環境事業部**



## 目次

1. はじめに	
(1) 本プランの目的 .....	1
(2) 計画期間 .....	1
(3) 第3次堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要 .....	1
2. 現状と課題	
(1) 減量化・リサイクル .....	3
(2) 収集運搬 .....	3
(3) 中間処理 .....	3
(4) 最終処分 .....	4
3. 個別施策シート .....	5
〈参考：施策体系一覧〉.....	55



## 1. はじめに

### (1) 本プランの目的

本市では、これまでから廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、ごみの減量化・リサイクルや適正処理の取組を進めてきましたが、近年ごみ排出量等は横ばい傾向にあり、より一層のごみ減量化・リサイクルの推進が求められるとともに、老朽化している清掃工場の更新も含めた安全・安心で安定的なごみ処理体制の構築にも取り組んでいく必要があります。

このような状況を踏まえ、ごみの減量化・リサイクルや適正処理に関する基本的な方向性を定める「第3次堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「第3次計画」という。）を本年3月に策定しました。

長期的な計画である第3次計画を実現するためには、短期的・具体的に「何に、どのように取り組むのか」を明確にするアクションプログラムを策定し、実際の行動に結び付けることが必要不可欠です。

本プランは、このような認識のもと、第3次計画の中間目標年度までの今後5年間（2016～2020年度）に取り組む具体的な施策の内容を示すものです。

本プランの実行を通じて、市民・事業者などごみに関わる多様な主体との連携・協働のもと、第3次計画の基本理念である「循環型のまち・堺」の実現に向けて着実に前進していきます。

### (2) 計画期間

本プランの計画期間は、2016年度から2020年度までの5年間とします。

個々の具体的な施策については、その進捗状況の点検と評価を毎年度実施し、適宜見直しながら取り組むこととします。なお、本プランの最終年度である2020年度には、本プランの総合的な点検と評価・検証を行ったうえで、2021年度からの後期推進プランを策定するものとします。

### (3) 第3次堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要

第3次計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく法定計画として、堺市廃棄物減量等推進審議会における審議や、計画案に対するパブリックコメントを経て、本年3月に策定しました。

「循環型のまち・堺」の実現の観点から、市が長期的な視点にたって、将来のごみ処理事業のあるべき姿や取り組むべき施策の考え方などを次のように示しています。

## 1) 基本理念

～ともに取り組み、実現する。環境負荷の少ない「循環型のまち・堺」～

## 2) 基本方針

〈基本方針①〉 4Rのさらなる推進

〈基本方針②〉 ごみに関わる多様な主体の連携・協働

〈基本方針③〉 環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築

## 3) 計画期間

2016年度から2025年度の10年間

## 4) 目標

項目	2014年度 (基準)	2020年度 (中間目標)	2025年度 (目標)
1人1日あたり家庭系ごみ排出量	680グラム	659グラム	560グラム
1日あたり事業系ごみ排出量	290トン	237トン	226トン
リサイクル率 (事業系一般廃棄物減量等計画書の報告値を含めない場合)	18.9%	20.6%	24.0%
リサイクル率 (事業系一般廃棄物減量等計画書の報告値を含める場合)	25.2%	28.5%	32.9%
家庭系リサイクル率 (家庭系ごみ排出量に対する家庭系資源物排出量の割合)	19.7%	20.2%	24.9%
清掃工場搬入量	27.7万トン	25.0万トン	21.0万トン
最終処分量	2.8万トン	2.3万トン	1.7万トン

## 2. 現状と課題

2016年度から5年間の具体的施策については、次に示す現状や課題等を踏まえ、第3次計画で示された施策検討の基本的視点「費用対効果と市民サービスの向上」の視点から検討・推進します。

### (1) 減量化・リサイクル

家庭系ごみについては、分別収集品目の拡大（ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属）や、「ごみの4R運動」の考え方を基本とした出前講座等による啓発や広報さかいによる情報発信等の取組により、減量化・リサイクルについて一定の成果が上がっています。しかし、生活ごみ排出量は近年横ばい傾向であり、また、資源物の排出量や集団回収量は減少傾向であることから、実効性のある減量化・リサイクル施策の推進や、市民意識のより一層の高揚に向けた取組を進める必要があります。

事業系ごみについては、併せ産廃搬入禁止により大きく減少していますが、今後とも、社会経済情勢を踏まえつつ、排出者責任及び拡大生産者責任に基づき、ごみの減量化・リサイクルが主体的に推進されるための取組が求められています。

### (2) 収集運搬

適正な収集運搬体制の構築と経費削減を進めており、一定の成果が上がっていますが、依然としてごみ処理経費に占める収集運搬経費の割合が高いことから、より一層の経費削減に取り組む必要があります。

また、社会的弱者への対応として、粗大ごみふれあい収集を実施していますが、今後とも高齢化が進むと考えられることなどから、より一層の社会的弱者への対応策を検討していく必要があります。

### (3) 中間処理

クリーンセンター東工場第二工場の基幹改良工事により延命化を図るとともに、老朽化したクリーンセンター南工場の更新施設としてクリーンセンター臨海工場を整備するなど、安全・安心で安定的なごみ処理体制を確保しています。今後とも、長期的な視点から計画的に老朽化施設の改良・更新を行うなど、安全・安心で安定的なごみ処理体制を継続的に構築していく必要があります。

また、クリーンセンター東工場第二工場及び臨海工場では廃棄物発電を行い、余剰電力を電気事業者等に売却しており、CO<sub>2</sub>削減とともに売電収入の確保を図っています。今後とも、低炭素社会への貢献や行財政改革の観点から、これらの取組を推進していく必要があります。

#### (4) 最終処分

クリーンセンター臨海工場では、シャフト式ガス化溶融炉を採用し、溶融スラグ・メタルをリサイクルすることにより、最終処分量を大幅に削減しています。本市では、焼却残渣を全量フェニックス（大阪湾広域臨海環境整備センター）にて最終処分しており、2028年度以降の最終処分場計画が定まっていないことから、今後とも、最終処分量削減に向けた取組を推進するとともに、次期最終処分場計画について、関係自治体等とともに検討を進める必要があります。



### 3. 個別施策シート

個別施策シートは、ごみの減量化・リサイクル及び適正処理に関する施策の成果を評価するために必要となるもので、この施策シートを用いて毎年の進捗管理を行います。

また、本プランの最終年度である2020年度には、各個別施策の総括と評価・検証を行い、次の施策展開へとつなげていきます。

#### 〈個別施策シート一覧〉

施策番号	施策名称（☆：新規施策）	主たる所管	頁
1	☆家庭ごみ有料化の導入	環境事業管理課	7
2	生きごみさん	資源循環推進課	8
3	家庭系生ごみの減量対策の推進	資源循環推進課	9
4	家庭系古紙類の分別排出・リサイクル体制の整備	資源循環推進課 環境事業管理課	10
5	資源物集団回収の更なる促進	資源循環推進課	11
6	☆事業系古紙リサイクルルートの構築・誘導	資源循環推進課	12
7	臨海工場における溶融スラグ・メタルのリサイクルの推進	環境施設課	13
8	処理段階でのリサイクル推進に向けた破碎施設の整備	環境施設課	14
9	使用済小型家電の回収・リサイクル	資源循環推進課	15
10	家庭系ごみ不適正排出に対する啓発・指導等	環境業務課	16
11	☆レジ袋削減の推進	環境事業管理課	17
12	市役所におけるごみ減量化・リサイクルの推進	環境事業管理課	18
13	「ごみの4R運動」を基本とした啓発活動の推進	資源循環推進課	19
14	環境教育の推進（園児・児童等への出前講座等）	資源循環推進課	20
15	環境教育の推進（ごみ処理施設見学の実施）	クリーンセンター管理課	21
16	特に若年層に向けた情報発信・啓発の強化	環境業務課 資源循環推進課 環境事業管理課	22
17	メタン発酵施設等の導入可能性の検討	環境施設課	23
18	家庭系ごみに関する情報発信	資源循環推進課 環境業務課 環境事業管理課	24
19	事業系ごみに関する情報発信	資源循環推進課 環境業務課 環境事業管理課	25
20	ごみ減量化推進員制度	資源循環推進課	26
21	☆リターナブルびんの利用促進	資源循環推進課	27
22	大阪府エコタウンプランとの連携による処理体制の確保	資源循環推進課	28
23	事業系大規模建築物におけるごみ減量化・適正排出の推進	資源循環推進課	29
24	事業系食品廃棄物の減量化・リサイクルの推進	資源循環推進課	30

施策番号	施策名称（☆：新規施策）	主たる所管	頁
25	エコショップ制度	資源循環推進課	31
26	家庭ごみ収集運搬制度の見直し	環境業務課 資源循環推進課 環境事業管理課	32
27	☆不燃物・金属類の分別、収集運搬制度の整理	環境事業管理課	33
28	適切な事業系ごみ収集運搬体制の構築	資源循環推進課 環境業務課	34
29	清掃工場への直接搬入制度の見直し	クリーンセンター管理課	35
30	義務外品（家電4品目）等の適切な収集運搬体制の確保	環境業務課	36
31	☆水銀使用廃製品の適正回収の推進	環境事業管理課	37
32	家庭ごみ排出方法の周知徹底	環境業務課	38
33	搬入禁止物等についての処理先情報の充実	クリーンセンター管理課 環境業務課	39
34	事業系ごみの適正排出の推進（清掃工場での搬入物検査）	クリーンセンター管理課	40
35	高齢者等の社会的弱者への対応	環境業務課 環境事業所	41
36	☆ごみ処理能力の継続的な確保に向けた施設整備の推進	環境施設課	42
37	リサイクルプラザの更新等資源化施設の整備	環境施設課	43
38	ごみ処理施設の長寿命化の推進	環境施設課	44
39	☆耐震化等を考慮した老朽化施設の強靱化	環境施設課	45
40	☆災害廃棄物の迅速かつ適正な収集・処理体制の構築	環境事業管理課	46
41	ごみ減量化・リサイクルの推進による最終処分量の削減	環境事業管理課	47
42	長期的視点にたった最終処分体制の確立	環境事業管理課	48
43	南部処理場の将来的な利活用方策の検討	環境施設課	49
44	焼却施設の適正な運転管理	クリーンセンター東工場	50
45	南部処理場の適正な維持管理	浄化ステーション	51
46	廃棄物発電等の熱エネルギーの有効利用	クリーンセンター東工場	52
47	中間処理に係る調査・研究の推進	環境施設課	53
48	最終処分量の更なる削減に向けた調査・研究の推進	環境施設課	54

区分	その他	主たる 所管	環境事業管理課	関係 所管	—
施策名称	家庭ごみ有料化の導入				(新規)
第3次計画との関係	基本施策 1-1	家庭ごみ有料化の導入を図ります			
	—	—			
	—	—			
目的	市民のごみ減量化意識の高揚、ごみ処理費用負担の公平性の確保、循環型社会形成に向けた施策展開のための経費確保等を図る。				
施策の概要	<p>家庭ごみの減量化のため、「ごみの4R運動」を基本とした啓発や分別収集品目の拡大などに取り組んできたが、家庭ごみの排出量は近年横ばい傾向となっている。また、家庭ごみの処理経費は全て税で賄っており、ごみ排出量に応じた負担ではないため、費用負担の公平性も確保されていない状況となっている。</p> <p>これらの状況を踏まえ、家庭ごみの処理に対して手数料を徴収する「家庭ごみ有料化」制度について、具体的な制度設計、価格設定、減免制度のあり方、手数料収入の使途等について早急に検討を進めるとともに、市民理解を深めたいと、できる限り早期の導入を図る。</p> <p>なお、導入にあたっては、市民の十分な理解と協力が得られるよう、あらゆる機会・手段等を活用した積極的でわかりやすい情報発信を行う。</p>				
	<p>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</p> <p>有料化の制度設計にあたっては、制度の維持管理費用をできる限り縮減する。 また、徴収した手数料の使途については、市民サービスの向上への還元を図る。</p>				
期待される効果	有料化により、ごみ処理経費が「見える負担」となることで、ごみに関する関心や意識が高まり、結果としてごみの減量化が進むことが期待される。				
目標	<p>市民の十分な理解が得られるよう、家庭系ごみに関する市民への情報発信を進めるとともに、市民との対話・意見聴取を経て、できる限り早期の有料化導入を図る。</p> <p>【ごみ減量化目標】 1人1日あたり家庭系ごみ排出量…659グラム (2020 (平成32) 年度) …560g (2025 (平成37) 年度)</p>				
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度「ごみ減量化等に関する市民意識調査」で家庭ごみ有料化に関する市民意識を把握</li> <li>平成24年度「ごみ減量化等に関する市民意識調査」で家庭ごみ有料化に関する市民意識を把握</li> <li>平成27年度 家庭ごみ有料化に関する調査を実施 (有料化導入市へのヒアリング等)</li> </ul>				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
家庭ごみに関する情報発信	継続的に実施				
家庭ごみ有料化の導入	調査・検討				
				市民との対話・意見聴取	
	基本方針の作成・導入				

個別施策シート

(施策番号：2)

区分	減量化・リサイクル	主たる 所管	資源循環推進課	関係 所管	—
施策名称	生きごみさん (継続)				
第3次計画との関係	基本施策 1-2	ごみの減量化・リサイクルの取組を集中的に進めます			
	—	—			
	—	—			
目的	家庭系生ごみの減量及び市民のごみ減量意識の向上を図る。				
施策の概要	<p>「生きごみさん」とは、段ボール箱の中で土の中の微生物（好気性菌）を活動させて生ごみを分解する、マンションのベランダなどでも簡単にできる生ごみの減量・堆肥化の方法であり、平成16年度から行っている事業である。</p> <p>毎年、公募による講習会を約15回開催しており、受講者には資材を提供し、自宅で1か月間「生きごみさん」に取り組んでもらい、各家庭での生ごみ減量を体感してもらっている。また、経験者を対象とした「情報交換会」や、希望する団体に対しての出前講座も開催している。</p> <p>なお、平成28年度は、平日開催の講習会に参加しにくい若年層をターゲットに広げることを目的に、「生きごみさんキャンペーン」と題し、講座の受講によらずに資材を提供し、自分でパンフレットを参考にしながら取り組んでもらう企画を実施している。</p> <p>また、キャンペーンでは、堺市都市緑化センターにキャンペーン中の資材配布や堆肥の受け入れの協力を依頼しており、今後も各種団体との連携を推進していく。</p> <p>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</p> <p>本施策は、気軽に各家庭で生ごみ減量を体感できる軽易かつ低廉な方法である。今後、費用対効果を考慮しながら、各種団体との連携の推進など、事業の見直しを図る。</p>				
	期待される効果	生きごみさんにより、生活ごみの中でも約4割を占める生ごみの減量に取り組むことで、家庭ごみの減量につながる。また、生きごみさんに取り組むことを通じて、ごみ減量意識の全体的な底上げにつながる。			
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講習会等参加者 400人/年以上</li> <li>・各種団体等との連携を複数進める</li> </ul>				
これまでの取組	<p>平成16年度から事業開始し、講習会（年約15回）、情報交換会（年約2回）、出前講座を開催          &lt;平成27年度実績&gt;          講習会：14回（112人参加） 情報交換会：2回（34人参加） 出前講座：6回（166人参加）</p>				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
生きごみさん講習会・情報交換会・出前講座	継続的に実施				
「生きごみさんキャンペーン」	実施				
堺市都市緑化センター・各種団体等との連携	連携手法の検討・随時実施				

個別施策シート

(施策番号：3)

区分	減量化・リサイクル	主たる 所管	資源循環推進課	関係 所管	—
施策名称	家庭系生ごみの減量対策の推進 (継続)				
第3次計画との関係	基本施策 1-2	ごみの減量化・リサイクルの取組を集中的に進めます			
	—	—			
	—	—			
目的	生活ごみの約4割を占める家庭系生ごみの減量を図る。				
施策の概要	<p>1. ホームページや広報さかい、イベントにおけるパネル展示や当該展示にちなんだクイズの実施、出前講座等の多様な手法を用い、生ごみ減量に関する以下の取組（啓発）を行う。</p> <p>①水切りの徹底</p> <p>②「もったいない」の心でおいしく食べ切ろう～食べ残しは無がええやん！プロジェクト</p> <p>2. 生ごみの減量対策として、他市での実例等を調査した上で、市民ニーズや地域特性等も踏まえ、減量効果が高い手法を検討し、実施する。</p> <p>(参考) 他市の実例として、集合住宅等に対する生ごみ処理機の無料リース制度等がある。</p>				
	<p>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</p> <p>市民にとって具体的な生ごみの減量手法をわかりやすく啓発するとともに、生ごみの減量に直接つながるより効果的な生ごみの減量施策についても、費用対効果を考慮しながら、随時検討・実施していく。</p>				
期待される効果	ごみの減量意識が向上するとともに、家庭系ごみのうち特に水分量が多い生ごみの排出量が減少する。				
目標	<p>・家庭系生ごみの減量による家庭系ごみ排出量の減量</p> <p>【ごみ減量化目標】 1人1日あたり家庭系ごみ排出量…659グラム (2020 (平成32) 年度)</p> <p>…560グラム (2025 (平成37) 年度)</p> <p>・新たな生ごみ減量施策を随時実施</p>				
これまでの取組	ホームページや広報さかい、出前講座や区役所まつり等のイベント等における啓発の実施				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
多様な手法を用いた啓発	継続的に実施				
より効果的な生ごみの減量対策の推進	随時検討・実施・検証				

個別施策シート

(施策番号：4)

区分	減量化・リサイクル	主たる 所管	資源循環推進課 環境事業管理課	関係 所管	—
施策名称	家庭系古紙類の分別排出・リサイクル体制の整備 (継続)				
第3次計画との関係	基本施策 1-2	ごみの減量化・リサイクルの取組を集中的に進めます			
	—	—			
	—	—			
目的	家庭ごみ有料化導入と併せて、全市的な古紙類の分別排出・リサイクル体制を整備することにより、古紙排出方法の格差を解消するとともに、更なるごみの減量化・リサイクルを推進する。				
施策の概要	<p>現在、美原区とそれ以外の区において古紙排出方法（計画収集の実施・未実施）に格差があることから、家庭ごみ有料化（施策番号：1）の導入と併せて、上記格差を解消するため、新たに全市的な古紙類の分別排出・リサイクル体制を整備する。</p> <p>なお、上記検討に際しては、雑がみについても対象とするよう併せて検討する。</p>				
	<p>（費用対効果と市民サービス向上の視点）</p> <p>市民にとってわかりやすい排出方法となるよう検討するとともに、費用対効果を考慮した効率的な回収・処理体制の構築を図る。</p>				
期待される効果	有料化と併せて実施することで、市民の費用負担の公平性の確保につながるるとともに、生活ごみ中の約 1～2 割を占める古紙類をリサイクルすることにより、ごみの減量化・リサイクルにつながる。				
目標	<p>家庭系古紙類の分別排出・リサイクル体制整備による家庭系ごみの減量</p> <p>【ごみ減量化目標】 1人1日あたり家庭系ごみ排出量…659グラム（2020（平成32）年度）</p> <p>…560グラム（2025（平成37）年度）</p>				
これまでの取組	政令指定都市、大阪府下市町村等の古紙類の分別収集に関する情報収集				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
全市的な古紙類の分別排出・リサイクル体制の整備	調査・検討				
			有料化導入に併せて準備・導入		

区分	減量化・リサイクル	主たる 所管	資源循環推進課	関係 所管	—
施策名称	資源物集団回収の更なる促進				(継続)
第3次計画との関係	基本施策 1-2	ごみの減量化・リサイクルの取組を集中的に進めます			
	基本施策 2-2	市民・事業者による自主的な行動の促進を図ります			
	—	—			
目的	ごみの減量化とリサイクルを推進するとともに、市民のごみ減量意識の向上を図る。				
施策の概要	<p>自治会や子ども会などの住民団体が自主的に行う集団回収では、古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）、古布類を対象に回収し、有価物として再資源化事業者に引渡し、リサイクルしている。市では、平成2年から、営利を目的としない集団回収実施団体に対し、報償金（1キログラムあたり4円）を交付し、ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、ごみ問題に対する意識の向上を図っている。</p> <p>今後、古紙類のリサイクルをさらに推進するため、集団回収について現状の把握と分析を進め、未実施地域の解消に向けた取組を進める。また、報償金交付対象品目への「雑がみ」の追加を図る。</p> <p><b>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</b></p> <p>集団回収により、行政が収集コストをかけることなく、ごみの減量化・リサイクルが推進され、費用対効果の高い取組となっている。また、集団回収実施団体に対し交付している報償金については、当該団体における市民活動等に活用されており、本施策そのものが市民サービスの向上につながるものである。</p>				
期待される効果	<p>集団回収の促進により、ごみの減量化・リサイクルの推進につながる。</p> <p>また、地域コミュニティの活性化にも寄与する。</p>				
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>区ごとに集団回収未実施地域解消の取組を進め、2020（H32）年度から全市で実施する</li> <li>2018（H30）年度から、報償金交付対象品目に雑がみを追加する</li> </ul>				
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成2年9月 堺市有価物集団回収報償金交付制度開始</li> <li>平成24年2月 対象団体の世帯数の基準の緩和・実施回数条件の削除</li> <li>平成25～26年度 集団回収未実施の集合住宅等への呼びかけを実施</li> </ul>				
スケジュール					
取組内容	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(H31)年度	2020(H32)年度
集団回収未実施地域の解消	区ごとに調査・分析・働きかけ・順次未実施地域解消				全市実施
対象品目への雑がみの追加	他市調査・分析・検討		市民周知		
				要綱改正・雑がみ追加	

個別施策シート

(施策番号：6)

区分	減量化・リサイクル	主たる 所管	資源循環推進課	関係 所管	—
施策名称	事業系古紙リサイクルルートの構築・誘導				(新規)
第3次計画との関係	基本施策 1-2	ごみの減量化・リサイクルの取組を集中的に進めます			
	—	—			
	—	—			
目的	事業系古紙のリサイクルを推進し、ごみ減量及び資源の有効利用を図る。				
施策の概要	事業系ごみの組成の中で大きな割合を占めると考えられる事業系古紙について、他の政令市の状況を分析したうえで、事業系古紙回収協力店制度の導入などのリサイクルルートを構築し、当該ルートへ誘導する。				
	<p>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</p> <p>事業者にとってわかりやすい制度・排出方法となるよう検討するとともに、費用対効果を考慮した効率的な回収体制の構築を図る。</p>				
期待される効果	古紙類のリサイクルの推進とともに、事業系古紙の清掃工場への搬入量が減少する。				
目標	<p>2018 (H30) 年度までにリサイクルルートを構築し、誘導することで、事業系古紙の清掃工場搬入量を減少する。</p> <p>【ごみ減量化目標】 清掃工場搬入量…25.0 万トン (2020 年度) …21.0 万 t (2025 年度)</p>				
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系古紙のリサイクル啓発チラシ配布</li> <li>・事業系減量セミナーの開催</li> </ul>				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
事業系古紙リサイクルルートの構築・誘導	他市事例等の調査・分析				
		制度検討			
			導入		
			周知・誘導		



個別施策シート

(施策番号：7)

区分	減量化・リサイクル 最終処分	主たる 所管	環境施設課	関係 所管	—
施策名称	臨海工場における溶融スラグ・メタルのリサイクルの推進 (継続)				
第3次計画との関係	基本施策 1-2	ごみの減量化・リサイクルの取組を集中的に進めます			
	—	—			
	—	—			
目的	最終処分量の削減により最終処分場の延命化に寄与するとともに、処理段階におけるリサイクルを推進する。				
施策の概要	クリーンセンター臨海工場において、市内から排出される一般廃棄物を安定的、経済的、衛生的かつ安全に処理するとともに、処理過程で発生する溶融スラグ・メタルのリサイクルを行う。				
	(費用対効果と市民サービス向上の視点) 溶融スラグの JIS 規格を取得することにより、リサイクルの更なる促進を図っている。				
期待される効果	リサイクルを推進することで最終処分量を可能な限り削減し、最終処分場(フェニックス)の延命化を図ることにより、市内から排出される一般廃棄物を長期にわたり安定的に処理することができ、市民の良好な生活環境の保全、公衆衛生の維持・向上につながる。				
目標	臨海工場において、一般廃棄物処理計画に定める計画処理量を処理することにより、発生する溶融スラグ・メタルのリサイクルを最大限行う。				
これまでの取組	平成 25 年 4 月 臨海工場の稼働により、処理過程で発生する溶融スラグ・メタルのリサイクルを開始 ＜これまでの実績＞ 平成 25 年度：14,991 トン、平成 26 年度：15,117 トン、平成 27 年度：14,386 トン				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
臨海工場における溶融スラグ・メタルのリサイクル	継続的に実施				

区分	減量化・リサイクル 中間処理	主たる 所管	環境施設課	関係 所管	クリーンセンター東工場
施策名称	処理段階でのリサイクル推進に向けた破碎施設の整備 (継続)				
第3次計画との関係	基本施策 1-2	ごみの減量化・リサイクルの取組を集中的に進めます			
	基本施策 3-3	安全・安心で安定的なごみ処理体制を構築します			
	—	—			
目的	処理段階におけるリサイクルを推進し、最終処分量を可能な限り削減することにより、循環型社会の形成に寄与する。				
施策の概要	<p>現在、東工場第一破碎施設において回収可能な金属類は鉄類のみであり、非鉄金属（アルミ）については回収できておらず、全て残渣として焼却処理している。また、同施設は稼働開始から 37 年が経過しており、著しく老朽化が進んでいる。</p> <p>このため、老朽化対応と併せて、更なる資源物の回収を図るため、粗大ごみ等から鉄類及びアルミを回収する機能を加えた施設整備を進める。</p>				
	<p>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</p> <p>老朽化した既存施設の改造と併せた整備を行うことで、整備コストの縮減を図っている。</p>				
期待される効果	<p>市のごみ減量施策に沿った施設整備を行うことにより、市内から排出される一般廃棄物を安定的に処理することができ、市民の良好な生活環境の保全、公衆衛生の維持・向上につながる。</p> <p>また、回収した鉄及びアルミを売却することにより、歳入の確保につながる。</p>				
目標	破碎施設の整備を進め、2018 (H30) 年度中に稼働開始する。				
これまでの取組	破碎施設の工事計画の作成				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
破碎施設の整備					
	<p>計画</p>				
	<p>整備工事</p>				
<p>稼働</p>					

個別施策シート

(施策番号：9)

区分	減量化・リサイクル	主たる 所管	資源循環推進課	関係 所管	—
施策名称	使用済小型家電の回収・リサイクル (継続)				
第3次計画との関係	基本施策 1-2	ごみの減量化・リサイクルの取組を集中的に進めます			
	—	—			
	—	—			
目的	使用済小型家電を回収・リサイクルすることにより、貴金属やレアメタルなどの有用な資源の有効活用を図る。				
施策の概要	<p>「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成 25 年 4 月に施行され、市町村に使用済小型家電を回収する努力義務が課せられた。本市では、平成 27 年 8 月から市内の施設・店舗 19 か所に回収ボックスを常設し、国が定める特定対象品目のうち回収ボックスの投入口（縦 15 cm×横 30 cm）に入る使用済小型家電について、認定事業者へと引渡し、リサイクルしている。</p> <p>今後、ボックス回収の実績データを基に、より効果的な回収体制の構築を図るとともに、これと併せて、家電量販店等民間企業との連携を進める。</p> <p>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</p> <p>市民にとって便利でわかりやすい排出方法となるよう検討するとともに、費用対効果を考慮し、効果的な回収体制の構築を図る。</p>				
期待される効果	使用済小型家電を回収しリサイクルすることにより、貴金属やレアメタルなどの有用な資源の有効活用につながるとともに、有害物質の管理など、環境負荷の軽減にもつながる。				
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>回収実績データをもとに効果検証を行い、より効果的な回収体制を構築する</li> <li>2018 (H30) 年度を目途に家電量販店等との連携を進める</li> </ul>				
これまでの取組	平成 27 年 8 月 使用済小型家電の拠点 (ボックス) 回収実施 (平成 27 年度は環境省の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」を活用)				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
使用済小型家電のボックス回収	継続的に実施				
	効果検証	最適な回収体制の構築			
家電量販店等民間企業との連携の導入準備・実施	調査	導入準備	導入・検証		

個別施策シート

(施策番号：10)

区分	減量化・リサイクル 収集運搬	主たる 所管	環境業務課	関係 所管	—
施策名称	家庭系ごみ不適正排出に対する啓発・指導等 (継続)				
第3次計画との関係	基本施策 1-2	ごみの減量化・リサイクルの取組を集中的に進めます			
	基本施策 1-4	さらなるごみの減量化等に向けた施策の検討を進めます			
	基本施策 3-2	ごみの適正排出を確保します			
目的	家庭系ごみの不適正排出に対し啓発・指導を行い、分別を促進することにより、更なるごみの減量化・リサイクルを図る。				
施策の概要	<p>家庭系のごみ排出方法について、「資源とごみの出し方便利帳」の活用・改善や広報さかいや出前講座を充実させるなど分かりやすい啓発に努め、引き続き周知徹底を図るとともに、より効果的な啓発手法についても検討を進める。</p> <p>また、生活ごみに資源物が混入する、資源物に対象以外のものが混入する、などの不適正排出については、収集時に残置した理由を記載した啓発シールを貼付し、収集せずに残置することにより、適正排出を促す。</p> <p>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</p> <p>啓発シールの貼付など個別具体的な啓発・指導を行うことで、適正排出に向けた市民の理解の確保を図り、効率の良い啓発・指導を推進する。</p>				
	期待される効果	排出者に直接啓発することができ、分別意識の高揚及び適正排出の確保につながる。			
目標	<p>啓発シールの貼付枚数を継続的に減少          &lt;これまでの実績&gt;          平成27年度：約46,000枚、平成26年度：約41,000枚、平成25年度：約69,000枚</p>				
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活ごみへの資源物の混入、資源物に対象外の混入があった場合に、啓発シールを貼付・残置</li> <li>広報さかいやホームページ等による啓発</li> <li>現地での排出者に対する直接指導等</li> </ul>				
スケジュール					
取組内容	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(H31)年度	2020(H32)年度
広報さかいや出前講座等適正排出における情報発信の充実	継続的に実施				
効果的な啓発手法の検討	他市の状況調査等				
	啓発手法の検討		随時実施		
啓発シールの貼付・残置	継続的に実施				

個別施策シート

(施策番号：11)

区分	減量化・リサイクル	主たる 所管	環境事業管理課	関係 所管	資源循環推進課
施策名称	レジ袋削減の推進 (新規)				
第3次計画との関係	基本施策 1-2	ごみの減量化・リサイクルの取組を集中的に進めます			
	—	—			
	—	—			
目的	市が主導してレジ袋の削減を推進することにより、民間事業者の自主的な取組のサポートを行うとともに、レジ袋有料化等に対する市民理解の促進を図る。				
施策の概要	市内のスーパーや小売店等によるレジ袋辞退者へのポイント付与制度やレジ袋有料化等の取組を促進し、全市的なレジ袋削減の推進を図るため、市内小売店等とのレジ袋削減協定の締結に向けた検討を進める。 なお、エコショップ制度（施策番号 25）についても、引き続き取り組む。				
	(費用対効果と市民サービス向上の視点) 市内小売店等が参加しやすく、メリットを感じてもらえる制度の構築を図る。				
期待される効果	レジ袋の有料化等が促進されることにより、ごみの減量化・リサイクルの推進につながる。				
目標	・2019（H31）年度を目途にレジ袋削減協定の締結を図る				
これまでの取組	特になし				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
レジ袋削減協定の締結		検討・関係者協議		導入・推進	

個別施策シート

(施策番号：12)

区分	減量化・リサイクル	主たる 所管	環境事業管理課	関係 所管	—
施策名称	市役所におけるごみ減量化・リサイクルの推進				(継続)
第3次計画との関係	基本施策 1-2	ごみの減量化・リサイクルの取組を集中的に進めます			
	—	—			
	—	—			
目的	堺市役所から発生するごみの減量化・リサイクルの更なる推進を図る。				
施策の概要	<p>本市では、市役所内の全課全施設を対象とした独自の環境マネジメントシステム「S-EMS (Sakai Environmental Management System)」を運用しており、堺市環境方針に従って環境に配慮した取組を行っている。平成 22 年 4 月には、堺市環境方針を改定するとともに、これと併せて「堺もったいないプロジェクト」を定め、文書の電子化等による印刷物の削減、ごみの分別の徹底などに取り組んでいる。</p> <p>また、平成 26 年 1 月から市役所から発生するリサイクル可能な紙類の清掃工場への搬入を禁止しており、今後も紙類の更なるリサイクルを推進していく。</p>				
	<p>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</p> <p>事業者である市として、紙の使用量を減らすことによる経費削減を図るとともに、分別後に売却可能なものを売却するなど、歳入の確保を図る。</p>				
期待される効果	市(行政)として、率先してごみの減量化・リサイクルに取り組むことで、市民等の意識高揚につながる。また、市役所内から出るごみの減量化・リサイクル及び紙類のリサイクル等による歳入の増加につながる。				
目標	市役所内から出るリサイクル可能な紙類の継続的な増加(平成 27 年度実績：327t)				
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 22 年 4 月 堺市環境方針の改定及び「堺もったいないプロジェクト」の作成</li> <li>平成 26 年 1 月 市役所内のリサイクル可能な紙類の清掃工場への搬入を禁止</li> </ul>				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
S-EMS による取組の推進	継続的に実施				
市役所内から出るリサイクル可能な紙類の清掃工場の搬入禁止	継続的に実施				

区分	減量化・リサイクル	主たる 所管	資源循環推進課	関係 所管	—
施策名称	「ごみの4R運動」を基本とした啓発活動の推進 (継続)				
第3次計画との関係	基本施策 1-3	環境教育・啓発活動をより一層強化・推進します			
	—	—			
	—	—			
目的	ごみに対する関心やごみ減量意識の高揚を図る。				
施策の概要	<p>「ごみの4R運動（リフューズ～ごみを断る・リデュース～減らす・リユース～繰り返し使う・リサイクル～再資源化する）」の考え方を基本とし、環境マスコットキャラクター「ムーやん」を活用した出前講座や、広報さかい、ホームページ、各種イベント等での啓発について、必要に応じて啓発体制・手法の見直し・拡充を図りつつ、継続的に取り組む。</p> <p>また、4R運動において特に集中的な取り組みを行うため、テーマを絞ったキャンペーンを随時実施するとともに、より手軽に啓発が行えるよう、視覚的啓発手法（DVDや動画配信等）の作成にも取り組む。</p>				
	<p>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</p> <p>市民にとってわかりやすく取り組みやすい啓発内容となるよう、費用対効果を考慮しながら、必要に応じて啓発体制・手法の見直し・拡充を図る。</p>				
期待される効果	ごみに対する関心やごみ減量意識の高揚により、ごみの減量化・リサイクルの推進につながる。				
目標	<p>「ごみの4R運動」を啓発する機会として、出前講座の開催件数の継続的な増加を図る。また広報さかい、ホームページ等の内容の更なる充実を図る。</p> <p>&lt;平成27年度実績&gt; 出前講座：84件</p>				
これまでの取組	環境マスコットキャラクター「ムーやん」を活用した出前講座や、広報さかい、ホームページ、各種イベント等での啓発				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
「ムーやん」を活用した出前講座や、広報さかい、ホームページ、各種イベント等での啓発	必要に応じて見直し・拡充				
4R運動におけるキャンペーンの実施	生きごみさん キャンペーン	手法の検討・随時実施			
視覚的啓発手法（DVDや動画配信等）の作成	検討	作成	実施		

個別施策シート

(施策番号：14)

区分	減量化・リサイクル	主たる 所管	資源循環推進課	関係 所管	—
施策名称	環境教育の推進（園児・児童等への出前講座等）				(継続)
第3次計画との関係	基本施策 1-3	環境教育・啓発活動をより一層強化・推進します			
	—	—			
	—	—			
目的	幼少期からごみに対する関心やごみ減量意識の高揚を図る。				
施策の概要	<p>教育委員会と連携し、小学校児童を対象としたごみ減量出前講座や堺市環境学習副読本（環境共生課所管）の配付などの取組を継続的に実施するとともに、平成25年度から開始した幼稚園・保育所（園）の園児を対象とした出前講座にも、親の世代も巻き込みながら、積極的に取り組んでいく。なお、出前講座の実施主体及び内容については、他市の状況等も研究しながら、必要に応じて見直し・拡充を行う。</p> <p>また、平成26年度から園児・小学校児童・中学校生徒を対象に実施しているごみ減量ポスター展について、平成28年度からは、中学校生徒は標語の募集に変更し、よりごみ減量に関心を深めることが出来るよう、環境教育の一層の強化に取り組む。</p> <p>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</p> <p>わかりやすく親しみやすい啓発内容となるよう、費用対効果を考慮しながら、必要に応じて啓発体制・手法の見直し・拡充を図る。</p>				
	期待される効果	<p>幼少期からごみ減量に関心を持つことで、ごみ減量意識の全体的な底上げにつながる。</p> <p>また、子どもから家族への広がりも期待できる。</p>			
目標	出前講座、ポスター・標語展とも、応募件数の増加を継続的に図る。				
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度から出前講座の対象を幼稚園・保育所（園）の園児まで拡大（平成27年度：68件）</li> <li>平成26年度からごみ減量ポスター展開始。（平成27年度：913点（17校園））</li> </ul>				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
ごみ減量出前講座や環境学習副読本の配付	継続的に実施				
	必要に応じて見直し・拡充				
ごみ減量ポスター・標語展	継続的に実施				
	必要に応じて見直し・拡充				

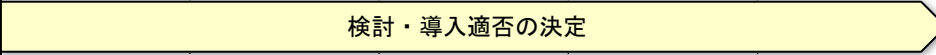


区分	減量化・リサイクル	主たる 所管	クリーンセンター管理課	関係 所管	資源循環推進課
施策名称	環境教育の推進（ごみ処理施設見学の実施）				(継続)
第3次計画との関係	基本施策 1-3	環境教育・啓発活動をより一層強化・推進します			
	—	—			
	—	—			
目的	ごみ処理施設についての理解を深めるとともに、幼少期からごみに対する関心やごみ減量意識の高揚を図る。				
施策の概要	<p>ごみに対する関心や意識の高揚を図るためには、幼少期からの環境教育や、ごみに対する意識が低いと考えられる若年層への働きかけが重要である。このため、清掃工場及びリサイクルプラザへの小学4年生の社会見学時に、施設の説明と併せて環境教育・啓発活動を行う。</p> <p>今後、より一層の環境教育・啓発の推進に向けて、見学時の説明シナリオの充実等について検討を進める。</p>				
	<p>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</p> <p>見学者にとって理解しやすい説明を行うとともに、費用対効果を考慮し、施設見学と併せてごみの4R運動の啓発を行うなど、効果的かつ効率的な啓発体制を構築している。</p>				
期待される効果	幼少期からごみに関心を持つことで、ごみ減量意識の全体的な底上げにつながる。				
目標	施設見学者全員にごみに対する関心や意識の高揚を図る。				
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度 東工場見学コースに啓発施設を設置</li> <li>平成26年度 東工場・臨海工場の見学申し込みについて、従来の電話による受付から堺市電子申請システムを利用して24時間受付可能とする</li> <li>平成27年度 東工場見学時のプログラムとして、粗大ごみ回収に使用するパッカー車の実演を追加</li> </ul>				
スケジュール					
取組内容	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(H31)年度	2020(H32)年度
ごみ処理施設見学の実施	市内学校への周知（案内文の全校配付等）				
	説明シナリオの充実・検証				

区分	減量化・リサイクル	主たる 所管	環境業務課 資源循環推進課 環境事業管理課	関係 所管	—
施策名称	特に若年層に向けた情報発信・啓発の強化				(継続)
第3次計画との関係	基本施策 1-3	環境教育・啓発活動をより一層強化・推進します			
	基本施策 2-1	ごみに関する情報を積極的に発信します			
	基本施策 3-2	ごみの適正排出を確保します			
目的	スマートフォン用ごみ分別アプリの導入など、若年層に向けた効果的な情報発信を行うことにより、分別協力意識の低い若年層の分別意識の向上を図る。				
施策の概要	<p>SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用をはじめ、スマートフォンの使用率が高い若年層がごみ分別方法との情報を手軽に入手できる「ごみ分別アプリ」の導入、各種教育機関等と連携した周知・啓発を図るなど、以下の事業を推進し、若年層に向けた情報発信・啓発の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ分別アプリの導入</li> <li>・ツイッター及びホームページによる情報発信</li> <li>・市内大学と連携した事業の実施（校内掲示・クラブやサークルとの連携・研究依頼等）</li> </ul> <p>その他、若年層を対象としたごみ減量出前講座を実施する。</p>				
	<p>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</p> <p>ごみ分別アプリについては、ごみ・資源の収集曜日をお知らせするアラーム機能や排出方法検索機能など、市民の利便性が高まる内容となっており、若年層はもとより、他の年齢層の分別意識の向上も図ることができ、費用対効果は高い。</p> <p>その他の事業についても、費用対効果を考慮しながら、事業の見直し・拡充を図る。</p>				
期待される効果	ごみへの関心が低いと考えられる若年層のごみ減量化や適正排出意識の向上により、更なるごみの減量化や適正処理の推進につながる。				
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2016（H28）年8月までにごみ分別アプリ導入</li> <li>・2018（H30）年度から市内大学との連携事業開始</li> </ul>				
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ツイッター及びホームページによる情報発信</li> <li>・若年層を対象としたごみ減量出前講座の実施</li> </ul>				
スケジュール					
取組内容	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(H31)年度	2020(H32)年度
ごみ分別アプリの導入	導入準備	導入・配信・市民周知			
SNSによる情報発信	継続的に実施				
市内大学との連携事業	調査・検討・調整		実施		

個別施策シート

(施策番号：17)

区分	減量化・リサイクル 中間処理	主たる 所管	環境施設課	関係 所管	—
施策名称	メタン発酵施設等の導入可能性の検討 (継続)				
第3次計画との関係	基本施策 1-4	さらなるごみの減量化等に向けた施策の検討を進めます			
	—	—			
	—	—			
目的	廃棄物系バイオマスの潜在エネルギーの効率的な回収・活用方法を検討する。				
施策の概要	廃棄物系バイオマスの潜在エネルギーの利活用方策として、清掃工場の更新時期にあわせて、メタン発酵施設等の導入可能性について検討を進める。 (費用対効果と市民サービス向上の視点)				
	本施策は、メタン発酵施設等の導入可能性について検討を進める段階であり、実際に事業化する際には、整備コストの縮減等について考慮する。				
期待される効果	(メタン発酵施設等を導入した場合) 焼却施設で処理するごみの減量化、バイオマス由来廃棄物の発電量の向上による売電費用(歳入)の増加、温室効果ガスの削減が期待される。				
目標	清掃工場の更新時におけるメタン発酵施設の導入適否の決定				
これまでの取組	他市導入事例の調査				
スケジュール					
取組内容	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(H31)年度	2020(H32)年度
メタン発酵施設等の導入可能性の検討	検討・導入適否の決定 				

区分	減量化・リサイクル	主たる 所管	資源循環推進課 環境業務課 環境事業管理課	関係 所管	—
施策名称	家庭系ごみに関する情報発信 (継続)				
第3次計画 との関係	基本施策 2-1	ごみに関する情報を積極的に発信します			
	—	—			
	—	—			
目的	家庭系ごみに関する情報発信を強化し、ごみの適正排出を確保するとともに、ごみに関わる多様な主体のごみ減量意識の向上を図る				
施策の概要	<p>広報さかい、ホームページ等様々な啓発媒体を活用して、引き続きごみの排出・処理状況や減量化・リサイクルに関する情報発信を強化する。</p> <p>平成 28 年 8 月には収集日や排出方法を知らせるごみ分別アプリの導入を予定しているが、これに加えて、新たな啓発媒体（コミュニティ誌やそのホームページへの掲載等）への拡充を図るため、各種団体との連携を検討・実施する。</p> <p>また、ごみの出し方やリサイクルの情報について、重点的な啓発対象を検討し、より市民にわかりやすい情報提供及び啓発を進める。</p>				
	<p>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</p> <p>市民にとってわかりやすく取り組みやすい啓発内容となるよう、費用対効果を考慮しながら、必要に応じて啓発体制・手法の見直し・拡充を図る。</p>				
期待される効果	情報発信の強化により、ごみ減量意識が向上し、家庭系ごみの減量化・リサイクルの推進につながる。				
目標	あらゆる機会、啓発媒体を用いて、市民に対してより効果的な情報発信を行い、ごみ減量意識の向上をめざす。				
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報さかい・ホームページ等様々な啓発ツールを活用した情報発信</li> <li>・「資源とごみの出し便利帳」等パンフレット類の内容見直し</li> </ul>				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
様々な啓発媒体を活用した情報発信	強化・推進				
各種団体と連携した情報発信	検討・調整	随時実施			
ごみ分別アプリの導入(再掲)	導入準備	導入・配信・市民周知			

区分	減量化・リサイクル	主たる 所管	資源循環推進課 環境業務課 環境事業管理課	関係 所管	—
施策名称	事業系ごみに関する情報発信				(継続)
第3次計画 との関係	基本施策 2-1	ごみに関する情報を積極的に発信します			
	—	—			
	—	—			
目的	事業系ごみの適正排出を確保するとともに、減量化・リサイクルを促進する。				
施策の概要	事業系ごみの排出方法や収集制度、減量化・リサイクル手法等について、広報さかいやホームページ等を活用した情報発信を行うとともに、商工会議所等と連携した情報発信方策の検討を進める。 また、事業系ごみ減量セミナーを開催し、幅広い事業者に、ごみの減量化とリサイクルを呼びかける。				
	(費用対効果と市民サービス向上の視点) 排出者にとってわかりやすい啓発手法や啓発内容を検討するとともに、費用対効果についても考慮して取組を進める。				
期待される 効果	事業者がごみに対する正しい知識を得ることにより、ごみの適正処理や減量化・リサイクルにつながる。				
目標	情報発信手法の継続的な拡充				
これまでの 取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報さかい、ホームページによる情報発信</li> <li>・事業系ごみ減量情報紙「ムーSTYLE」の発行・商工会議所報への折込み等による配付</li> <li>・事業系ごみ減量セミナー開催</li> <li>・ごみ減量及び一廃・産廃に関する分別ちらしの作成</li> </ul>				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
事業系ごみ減量情報紙	実施				
	啓発手法や内容の検討				
事業系ごみ減量セミナー	実施				
	啓発手法や内容の検討				
新たな情報発信方策の検討	随時検討・実施				

区分	減量化・リサイクル	主たる 所管	資源循環推進課	関係 所管	—
施策名称	ごみ減量化推進員制度 (継続)				
第3次計画との関係	基本施策 2-2	市民・事業者による自主的な行動の促進を図ります			
	—	—			
	—	—			
目的	市民と市(区・局)が協働したごみの減量化・リサイクルを推進する。				
施策の概要	<p>平成6年11月から単位自治会ごとにごみ減量化推進員を設置(任期原則2年)している。推進員には、地域におけるリーダーとして市民と市をつなぐ役割を担っていただくことを期待しており、ごみ減量化に係る活動や地域住民の意識の高揚等に取り組んでもらっている。</p> <p>今後、推進員がより活躍できるよう、以下の取組を行うことにより、推進員を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推進員への情報提供 校区幹事や推進員のスキルアップを目的として、ごみ減量セミナーやごみ処理施設見学会等を継続的に開催するとともに、内容の充実を図る。</li> <li>・推進員からの情報発信 校区幹事や推進員が各校区の取組を発表する機会(会議やホームページ等)や意見交換する機会(会議等)を得られるよう、効果的な方法を検討し、実施する。</li> </ul> <p>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</p> <p>費用対効果を考慮しながら、ごみ減量化推進員の活動の場を広げ、区・局と市民との協働をより生かせるような事業内容を構築していく。</p>				
	期待される効果	市民に活動してもらうことにより、行政のみでは手が届かないところまで施策を行き渡らせることができる。			
目標	推進員がより効果的に活動でき、さらなるごみ減量化につながるような制度の実施				
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量セミナーの開催</li> <li>・校区幹事会の開催</li> <li>・ごみ処理施設見学会の開催</li> </ul>				
スケジュール					
取組内容	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(H31)年度	2020(H32)年度
ごみ減量化推進員の設置	継続して実施				
ごみ減量化推進員への情報提供	実施				
	検討		検討		検討
ごみ減量化推進員からの情報発信	実施				
	検討		検討		検討

個別施策シート

(施策番号：21)

区分	減量化・リサイクル	主たる 所管	資源循環推進課	関係 所管	—
施策名称	リターナブルびんの利用促進				(新規)
第3次計画との関係	基本施策 2-2	市民・事業者による自主的な行動の促進を図ります			
	—	—			
	—	—			
目的	リユースの推進により、さらなるごみ減量を図るとともに、環境負荷の低減に寄与する。				
施策の概要	<p>ビールびんや一升びんなど、くり返し長期間使用するリターナブルびん（リユースびん）は、リサイクルと比べて環境負荷が小さく、ごみの発生抑制にもつながることから、より一層の普及拡大が望まれる。</p> <p>このため、購入されたリターナブルびんの酒店や販売店等への返却等が促進されるよう、ホームページやその他の啓発ツールにおいて情報発信や啓発を進める。</p>				
	<p>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</p> <p>より広く普及拡大を図るため、積極的な啓発を図る。</p>				
期待される効果	リサイクルと比べて環境負荷が小さく、ごみの発生抑制にもつながる。				
目標	リターナブルびんの普及拡大につなげる。				
これまでの取組	広報さかいやホームページ等による啓発				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
リターナブルびんの利用促進					

個別施策シート

(施策番号：22)

区分	減量化・リサイクル 中間処理	主たる 所管	資源循環推進課	関係 所管	—
施策名称	大阪府エコタウンプランとの連携による処理体制の確保 (継続)				
第3次計画との関係	基本施策 2-2	市民・事業者による自主的な行動の促進を図ります			
	基本施策 3-3	安全・安心で安定的なごみ処理体制を構築します			
	—	—			
目的	事業者の自主的なリサイクルの取組を促進する。				
施策の概要	排出者責任、拡大生産者責任に基づく、事業者の自主的なリサイクルの取組を促進するため、臨海部のエコタウン等に立地する既存民間再資源化事業者における処理体制（許可等）を継続的に確保する。				
	<p>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</p> <p>本施策は、既存民間再資源化事業者における処理体制（許可等）を継続的に確保するものであり、本施策そのものが事業者（排出者）へのサービス向上につながるものである。</p>				
期待される効果	民間再資源化事業者における処理により、事業系ごみのリサイクルが促進されるとともに、本市清掃工場への搬入が減ることにより、清掃工場の負担軽減につながる。				
目標	<p>既存民間再資源化事業者における処理体制（許可等）を継続的に確保しながら、事業者の自主的なリサイクルを維持する。</p> <p>&lt;平成 27 年度実績&gt;</p> <p>自主資源化量（市内事業者が直接民間再資源化事業者でリサイクルした量）：2,678 トン</p>				
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 16 年 12 月から一般廃棄物処理施設設置許可</li> <li>平成 17 年 12 月から一般廃棄物処分業許可</li> </ul>				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
大阪府エコタウンプランとの連携による処理体制の確保	既存民間再資源化事業者における処理体制（許可等）の維持				



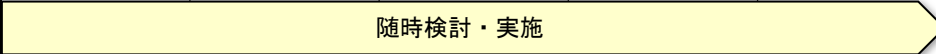
区分	減量化・リサイクル その他	主たる 所管	資源循環推進課	関係 所管	—
施策名称	事業系大規模建築物におけるごみ減量化・適正排出の推進 (継続)				
第3次計画 との関係	基本施策 2-2	市民・事業者による自主的な行動の促進を図ります			
	基本施策 3-2	ごみの適正排出を確保します			
	—	—			
目的	事業系一般廃棄物の減量化・リサイクルの促進を図るとともに、適正処理を推進する。				
施策の概要	事業系一般廃棄物の減量化・リサイクルの促進を図るとともに、適正処理を推進するため、事業用大規模建築物*の所有者に対し、「廃棄物管理責任者」の選任と届出及び「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出を義務付けている。 また、事業系一般廃棄物の減量化・リサイクルに関する取組が効果的なものとなるよう、上記所有者への訪問指導及び助言を継続的に行う。 ※事業の用に供する部分の床面積の合計が 3,000m <sup>2</sup> 以上の建築物又は大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗				
	(費用対効果と市民サービス向上の視点) 費用対効果を考慮した訪問・指導手法や啓発内容を検討する。				
期待される 効果	事業系一般廃棄物の減量化・リサイクル及び適正処理				
目標	事業用大規模建築物の所有者への訪問指導件数 120 件/年以上				
これまでの 取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系一般廃棄物計画書作成の手引書の作成及び配布</li> <li>・訪問指導及び助言 (153 件 平成 27 年度実績)</li> </ul>				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
事業系一般廃棄物減量等計画書の提出	継続的に実施				
訪問指導及び助言	継続的に実施				
	指導手法や啓発内容の検討				

区分	減量化・リサイクル	主たる 所管	資源循環推進課	関係 所管	—
施策名称	事業系食品廃棄物の減量化・リサイクルの推進 (継続)				
第3次計画との関係	基本施策 2-2	市民・事業者による自主的な行動の促進を図ります			
	—	—			
	—	—			
目的	事業系食品廃棄物の減量を図る。				
施策の概要	事業系食品廃棄物の減量化・リサイクルは、喫緊の課題であり、事業系廃棄物の減量化・リサイクルへの新しい取組の検討・導入を進める。 (取組例)・「食べきり協力店」として飲食店等を登録・周知 ・学校給食から出る食品廃棄物削減対策 ・保健所との連携（食品廃棄物関係のパンフレットの配布） 併せて、減量化・リサイクル手法等全般について、広報さかい・ホームページ等を活用した情報発信を行うとともに、商工会議所等と連携した情報発信方策や、食品廃棄物を排出する市内の飲食店等に対する自主的・主体的な取組を促すようなポスターの掲示など、新たな啓発手法の検討を進める。 また、事業系ごみ減量セミナーを開催し、幅広い事業者に、食品廃棄物を含むごみの減量化とリサイクルを呼びかける。				
	(費用対効果と市民サービス向上の視点) 費用対効果を考慮しながら、事業系食品廃棄物の減量化・リサイクルに最適な取組を検討する。				
期待される効果	事業者が食品廃棄物に対する正しい知識を得ることにより、食品廃棄物の減量化・リサイクルの推進につながる。				
目標	事業系食品廃棄物の減量及び事業系食品廃棄物を排出する事業者の減量・リサイクル意識の高揚				
これまでの取組	・広報さかい・ホームページ等における情報発信 ・事業系ごみ減量情報紙「ムーSTYLE」発行 ・事業系ごみ減量セミナー開催				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
事業系食品廃棄物の減量化・リサイクルのための新たな取組	調査・検討		導入・検証		
	実施				
事業系食品廃棄物の減量化	啓発手法や内容の検討				

区分	減量化・リサイクル	主たる 所管	資源循環推進課	関係 所管	—
施策名称	エコショップ制度 (継続)				
第3次計画との関係	基本施策 2-2	市民・事業者による自主的な行動の促進を図ります			
	—	—			
	—	—			
目的	環境にやさしい取組を積極的に行っている小売店を「エコショップ」として認定し、広く市民に啓発することで、事業者の自主的な減量化・リサイクルの取組の促進を図る。				
施策の概要	<p>現在、本市では、レジ袋の削減や資源物の店頭回収など、環境にやさしい取り組みを積極的に行っている小売店を「エコショップ」として認定し、行政・事業者・市民の連携・協働のもと、環境にやさしいライフスタイルを広め、ごみの減量化・資源の有効利用を図っている。認定を受けた事業者の取組等については、市ホームページやチラシなどを活用し、市民に情報発信している。</p> <p>今後、エコショップ制度をより広く普及させるため、制度の充実を図る。</p> <p>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</p> <p>より広く制度の普及を図るため、制度を充実する。</p>				
期待される効果	環境にやさしいライフスタイルを広め、ごみの減量化及び資源の有効活用を推進することにつながる。				
目標	平成 29 年度からエコショップ制度の充実を図り、積極的な情報発信を行う。				
これまでの取組	平成 26 年 4 月 「エコショップ制度」開始				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
エコショップ制度	継続的に実施				
	制度充実検討	市民・事業者へ周知			

個別施策シート

(施策番号：26)

区分	収集運搬	主たる 所管	環境業務課 資源循環推進課 環境事業管理課	関係 所管	—
施策名称	家庭ごみ収集運搬制度の見直し				(継続)
第3次計画 との関係	基本施策 3-1	適正なごみ収集運搬体制の構築を図ります			
	—	—			
	—	—			
目的	分別区分や区分ごとの収集方法、回数、形態等をより適切なものとするにより、市民負担や収集運搬経費を抑える。				
施策の概要	各分別収集品目の収集量や収集コスト、市民ニーズや超高齢化社会への対応等時代の要請も踏まえ、排出方法や収集方法を随時見直し、合理的な収集運搬体制を構築する。				
	<p>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</p> <p>本施策は、分別方法や収集体制を見直し、適切で効率的・効果的な収集運搬体制を構築することにより、市民負担や収集運搬経費を削減するものであり、本施策そのものが費用対効果と市民サービスの向上につながるものである。</p>				
期待される 効果	適切な収集運搬体制を構築することで、収集運搬経費の削減につながる。 また、市民に分かりやすい収集方法や回数、形態とすることにより、適正排出の促進につながる。				
目標	合理的かつ適切な家庭ごみ収集運搬体制の構築				
これまでの 取組	必要に応じて、収集運搬体制の見直しについて随時検討				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
合理的かつ適切な収集運搬 体制の構築					

区分	収集運搬	主たる所管	環境事業管理課	関係所管	—
施策名称	不燃物・金属類の分別、収集運搬制度の整理				(新規)
第3次計画との関係	基本施策 3-1	適正なごみの収集運搬体制を構築します			
	—	—			
	—	—			
目的	不燃物・金属類の分別、収集運搬制度の整理を行うことにより、より効率的な回収・処理体制を構築する。				
施策の概要	粗大ごみの年間申込件数の約3割を占める不燃小物類について、本来生活ごみや小型金属として排出することが適切な品目が混入していることから、分別、収集運搬制度の精査・整理等について検討する。なお、これと併せて、現在不燃小物類に含まれている水銀使用廃製品（蛍光管、乾電池、水銀体温計・血圧計）についても、適切な回収・処理体制について検討する（施策番号：31）。				
	<p>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</p> <p>市民にとってわかりやすい排出方法となるよう検討するとともに、費用対効果を考慮し効率的な回収・処理体制の構築を図る。</p>				
期待される効果	不燃小物類の対象、回収、処理の精査・整理等を行うことにより、市民にとってよりわかりやすいごみの排出体制の構築につながる。				
目標	2017（H29）年度中に不燃物の新たな回収体制を開始				
これまでの取組	平成25年度 環境事業所による不燃小物類の排出状況簡易調査を実施				
スケジュール					
取組内容	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(H31)年度	2020(H32)年度
不燃小物類の整理・見直し	検討	導入準備	市民周知		
			実施・検証		
小型金属を含む金属類の整理	必要に応じて検討				

区分	収集運搬	主たる 所管	資源循環推進課 環境業務課	関係 所管	—
施策名称	適切な事業系ごみ収集運搬体制の構築 (継続)				
第3次計画 との関係	基本施策 3-1	適正なごみの収集運搬体制の構築を図ります			
	—	—			
	—	—			
目的	事業系ごみについて、少量排出事業者等への対応を含め、廃棄物処理法に基づく適切な収集運搬体制の構築を図る。				
施策の概要	<p>事業系ごみの収集運搬制度としては、事業系一般廃棄物収集運搬業許可制度を主とするほか、市が収集する継続ごみ、事業者が自ら清掃工場に排出する直接搬入がある。</p> <p>今後は、一般廃棄物収集運搬業許可制度を基本として、継続ごみ収集制度を見直すとともに、少量排出事業者等への対応を検討する。また、一般廃棄物収集運搬業許可業者に対し適切に指導を行う。さらに、市で収集・処理できないごみについては、排出先や処理ルートを確認するとともに、事業者に対し適切に周知する。</p>				
	<p>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</p> <p>本施策は、事業系ごみの適切な収集運搬体制を構築するものであり、本施策そのものが事業者(排出者)へのサービス向上につながるものである。</p>				
期待される 効果	<p>少量排出事業者等への対応を含め、事業系一般廃棄物の安定的な収集運搬体制を構築することにより、事業系ごみの更なる減量化・リサイクル及び適正処理につながる。</p> <p>また、継続ごみ収集制度を見直すことにより、収集運搬経費の縮減が期待できる。</p>				
目標	事業系一般廃棄物収集運搬業許可制度及び少量排出事業者等への対応を含めた適正な収集運搬体制の確保				
これまでの 取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年7月 一般廃棄物収集運搬業許可制度開始</li> <li>継続ごみ収集運搬制度の見直しの検討</li> </ul>				
スケジュール					
取組内容	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(H31)年度	2020(H32)年度
一般廃棄物収集運搬業許可 制度の維持	一般廃棄物収集運搬業許可制度の維持				
継続ごみ収集制度の見直 し・検討	他市の状況等調査		見直し案の検討		
	排出状況等の調査				

区分	収集運搬	主たる 所管	クリーンセンター管理課	関係 所管	—
施策名称	清掃工場への直接搬入制度の見直し (継続)				
第3次計画との関係	基本施策 3-1	適正なごみの収集運搬体制の構築を図ります			
	—	—			
	—	—			
目的	直接搬入台数を抑制することにより、搬入者の安全を確保するとともに、処理量の平準化による施設の適正運転を図る。				
施策の概要	<p>現在、東工場に多数の直接搬入が集中し、搬入者の安全確保が難しくなっており、東工場破砕施設への負荷も大きくなっている。このため、処理量の平準化や安全確保の観点から、直接搬入制度の見直しを随時進め、搬入台数を抑制し、計画収集への移行を図る。</p> <p>【これまでの実績】 東工場への1日あたり最大搬入件数：910件（平成26年度）</p> <p>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</p> <p>本施策は、直接搬入台数の抑制による搬入者の安全確保を目的としたものであり、本施策そのものが市民サービスの向上につながるものである。</p>				
	<p>搬入車両が減少することで、東工場内での渋滞が緩和し、搬入者の待機時間の縮減・安全確保及び委託・許可車両の搬入導線が確保され、安全でスムーズな搬入につながる。また、施設の適正運転によるトラブル回避にもつながる。</p>				
期待される効果	<p>搬入車両が減少することで、東工場内での渋滞が緩和し、搬入者の待機時間の縮減・安全確保及び委託・許可車両の搬入導線が確保され、安全でスムーズな搬入につながる。また、施設の適正運転によるトラブル回避にもつながる。</p>				
目標	東工場への直接搬入台数を250台/日程度に抑制				
これまでの取組	平成27年12月の条例改正により、平成28年4月1日から搬入手数料の最低重量単位を10kgから50kgに、同年10月1日から50kgから100kgに変更				
スケジュール					
取組内容	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(H31)年度	2020(H32)年度
最低重量単位を10kgから50kgに変更	導入・検証				
最低重量単位を50kgから100kgに変更	導入・検証				

個別施策シート

(施策番号：30)

区分	減量化・リサイクル 収集運搬	主たる 所管	環境業務課	関係 所管	—
施策名称	義務外品（家電4品目）等の適切な収集運搬体制の確保 (継続)				
第3次計画 との関係	基本施策 3-1	適正なごみの収集運搬体制の構築を図ります			
	—	—			
	—	—			
目的	義務外品等の収集運搬体制を市民に分かりやすく周知し、適正な処理を促す。				
施策の概要	<p>義務外品とは、家電リサイクル法の対象の家電4品目のうち、小売業者に引取義務がないもの（過去に販売した廃家電もしくは買い替え時に発生する廃家電以外のもの）である。</p> <p>市民がこれら義務外品等を適正に排出できるよう、収集運搬体制を継続的に確保するとともに、排出方法の周知のため、ホームページや広報さかいへの掲載内容の見直し及び「資源とごみの出し便利帳」等パンフレット類の内容の見直しを行う。</p>				
	<p>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</p> <p>本施策は、家電リサイクル法の対象外となる家電4品目の義務外品の収集運搬体制を確保するものであり、本施策そのものが市民サービス向上につながるものである。</p>				
期待される効果	義務外品の収集運搬体制を継続的に確保し、市民周知方法及び内容の充実を図ることにより、義務外品の適正排出が確保され、不法投棄の減少にもつながる。				
目標	義務外品等の処理方法の市民への周知徹底				
これまでの取組	ホームページや「資源とごみの出し便利帳」に義務外品の排出方法を掲載				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
義務外品の収集運搬体制の確保	継続的に確保				
義務外品等の適切な処理方法についての市民周知	周知方法の検討・実施				



区分	減量化・リサイクル 収集運搬 中間処理 最終処分	主たる 所管	環境事業管理課	関係 所管	—
施策名称	水銀使用廃製品の適正回収の推進 (新規)				
第3次計画 との関係	基本施策 3-1	適正なごみの収集運搬体制の構築を図ります			
	—	—			
	—	—			
目的	水銀及びその化合物の環境への排出を抑制することにより、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全する。				
施策の概要	<p>平成 27 年 6 月に公布された「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」(以下「水銀汚染防止法」という。)において市町村に水銀使用廃製品の適正回収の努力義務が課される(平成 28 年 12 月施行予定)とともに、平成 27 年 12 月に「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」(以下「水銀ガイドライン」という。)が策定され、水銀使用廃製品(蛍光管、乾電池、水銀体温計・血圧計)を他の廃棄物と区分して排出・収集することや、運搬時に破損しないこと、焼却処理を行わないこと等が規定された。</p> <p>本市では、現在、水銀使用廃製品(蛍光管、乾電池、水銀体温計・血圧計)について、不燃小物類として回収し、破碎後に焼却処理を行っている状況であることから、水銀汚染防止法の趣旨を踏まえ、水銀ガイドラインに沿った収集・処理体制を構築し、家庭系水銀使用廃製品の適正な回収・処理を推進する。</p>				
	<p>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</p> <p>市民にとってわかりやすい排出方法となるよう検討するとともに、費用対効果を考慮し、効率的な回収・処理体制の構築を図る。</p>				
期待される効果	<p>水銀使用廃製品に含まれる水銀の飛散・流出を防止することにより、市民の健康の保護及び生活環境の保全につながる。</p> <p>また、水銀使用廃製品に含まれるガラスや金属類をリサイクルすることにより、ごみのリサイクルの推進につながる。</p>				
目標	<p>水銀汚染防止法の施行後、できる限り早期に水銀使用廃製品の適正回収・処理を開始する。</p> <p>【想定回収量】 蛍光管 : 10 トン/年程度 乾電池・水銀体温計 : 30 トン/年程度</p>				
これまでの取組	平成 27 年度 環境省の情報を収集・他市の状況を調査				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
水銀使用廃製品の適正回収					
	検討				
	導入準備				
	導入・検証				
市民周知					

区分	その他	主たる 所管	環境業務課	関係 所管	—
施策名称	家庭ごみ排出方法の周知徹底 (継続)				
第3次計画との関係	基本施策 3-2	ごみの適正排出を確保します			
	—	—			
	—	—			
目的	家庭ごみ排出方法を周知徹底することにより、不適正排出や不法投棄を減少させる。				
施策の概要	<p>家庭ごみの分別や排出方法について記載した「資源とごみの出し便利帳」やホームページ、広報さかい等を通して家庭ごみの排出方法を周知徹底するとともに、出前講座の開催等により、周知を強化していく。</p> <p>また、必要に応じてホームページや広報さかいへの掲載内容の見直し及び「資源とごみの出し便利帳」等パンフレット類の内容の見直しを行い、排出方法をよりわかりやすく周知するとともに、スマートフォン用ごみ分別アプリを導入することにより、市民の利便性を高める。</p> <p>さらに、不適正排出については、残置理由を記した啓発シールを貼付して一定期間残置する（ごみを収集しない）ことにより、収集現場において、排出方法の周知徹底を図る。</p>				
	<p>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</p> <p>本施策は、市民から問い合わせの多い家庭ごみの排出方法を周知するものであり、本施策そのものが市民サービスの向上につながるものである。また、ごみ分別アプリについては、ごみ・資源の収集曜日をお知らせするアラーム機能や排出方法検索機能など、市民の利便性が高まる内容となっており、若年層はもとより、他の年齢層の分別意識の向上も図ることができ、費用対効果は高い。</p>				
期待される効果	家庭ごみ排出方法を周知徹底することにより、不適正排出や不法投棄の減少につながる。				
目標	家庭ごみ排出方法の周知徹底による適正排出の促進				
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページや広報さかい、「資源とごみの出し便利帳」など発行物の内容の見直し及び検討</li> <li>・啓発シール貼付による残置</li> </ul>				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
資源とごみの出し便利帳の見直し	随時見直し				
ごみ分別アプリの導入(再掲)	導入準備	導入・配信・市民周知			
出前講座の開催	開催準備	実施			
		市民周知			
啓発シールの貼付・残置(再掲)	継続的に実施				

区分	収集運搬 中間処理	主たる 所管	クリーンセンター管理課 環境業務課	関係 所管	—
施策名称	搬入禁止物等についての処理先情報の充実 (継続)				
第3次計画 との関係	基本施策 3-2	ごみの適正排出を確保します			
	—	—			
	—	—			
目的	清掃工場への搬入禁止物等について、具体的な処理先の情報を提供し、適正排出・処理を確保する。				
施策の概要	搬入禁止物等について、関係機関等と連携し、取扱いに係る情報提供の充実を図り、市収集への適正排出や清掃工場への適正搬入を促す環境づくりを進める。				
	(費用対効果と市民サービス向上の視点) 本施策は、搬入禁止物等についての処理先情報の充実を図るものであり、本施策そのものが市民サービスの向上につながるものである。				
期待される 効果	安定的・効率的なごみの収集・処理につながる。				
目標	2017 (H29) 年度を目途に、一定の充実を図るとともに、その後も継続的に検討を進める。				
これまでの 取組	「ごみの出し方便利帳」やホームページにおいて、搬入禁止物を適正処理している処理先を情報提供している。				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
搬入禁止物等についての処理 先情報の充実	内容充実・公表				
	継続的に検討				

区分	その他	主たる 所管	クリーンセンター管理課	関係 所管	—
施策名称	事業系ごみの適正排出の推進（清掃工場での搬入物検査）				（継続）
第3次計画との関係	基本施策 3-2	ごみの適正排出を確保します			
	—	—			
	—	—			
目的	搬入者への指導・啓発により、適正搬入の推進及び施設の適正管理を図る。				
施策の概要	<p>清掃工場に搬入されるごみの中には、搬入禁止物を含む不適正なごみが含まれていることから、搬入物検査を実施し、それらが確認された場合には搬入者に持ち帰り、適正ルートでの処理等を指導・啓発している。</p> <p>今後、より一層の検査体制強化のため、両工場に導入されたごみ検査機を活用し、工場の搬入特性にあった検査を実施する。また、受付段階におけるチェック機能向上のために作成した搬入車両管理システム（過去の搬入履歴等を検索するシステム）の更なる運用・活用手法を検討するとともに、検査時の対応マニュアルを作成して各職員間の事務処理を均一化し、搬入者への適正対応を図る。</p>				
	<p>（費用対効果と市民サービス向上の視点）</p> <p>ごみ検査機の導入や搬入車両管理システムの導入により、効果的で効率的な検査体制を構築している。</p>				
期待される効果	搬入物検査時の指導・啓発により、搬入者及び収集運搬事業者を通じて排出者へのごみ問題、環境問題の意識高揚を図ることができる。また、危険・有害物の搬入を阻止することで、工場作業員の安全を確保するとともに、施設の故障を回避し、安定的な処理の実施につながる。				
目標	清掃工場への適正搬入及びごみの適正処理を継続的に確保する。				
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 26 年度 臨海工場にごみ検査機を導入</li> <li>平成 27 年度 東工場にごみ検査機を導入 搬入車両管理システムを作成</li> </ul>				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
ごみ検査機を活用した検査の実施	随時強化・実施				
受付検査時の検索システムの活用手法の確立	随時強化・実施				
検査対応マニュアルの充実	随時強化・実施				

区分	収集運搬	主たる 所管	環境業務課 環境事業所	関係 所管	—
施策名称	高齢者等の社会的弱者への対応 (継続)				
第3次計画との関係	基本施策 3-2	ごみの適正排出を確保します			
	—	—			
	—	—			
目的	ごみの排出が困難な高齢者や障害者に優しい収集運搬体制を構築することにより、超高齢社会に対応していく。				
施策の概要	<p>粗大ごみを所定の場所まで運び出すことが困難な市民に対し、排出の支援（粗大ごみふれあい収集）を行っている。また、今後さらに超高齢化が進むことから、粗大ごみに加え、生活ごみについても、ごみの排出が困難な高齢者や障害者に対する排出介助対策を、関係部局と連携しながら検討する。</p> <p>ごみの排出方式についても、現在は、各戸方式、ステーション方式、コンテナ方式の併用となっているが、狭隘道路が拡幅され、収集車が侵入できるようになった場合、各戸方式に切り替えるなど柔軟な対応を進め、各戸方式を拡大し、人に優しい収集運搬体制の構築を図る。</p> <p>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</p> <p>本施策は、高齢者等の社会的弱者のごみ排出を支援するものであり、本施策そのものが市民サービス向上につながるものである。</p>				
期待される効果	ごみの排出が困難な高齢者等の社会的弱者の排出負担を軽減するとともに、適正排出の確保により市民の生活環境の保全につながる。				
目標	排出が困難な高齢者等に対し、関係部局と連携しながら、次期介護保険事業計画との整合を図りつつ、具体的な排出介助対策の検討を進める。				
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年7月 「粗大ごみふれあい収集事業」を開始</li> <li>狭隘道路の拡幅などに伴い、ステーション方式から各戸方式への変更など適時柔軟に対応</li> </ul>				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
排出介助対策の検討	調査・検討		関係部局との連携のもと、新たな体制を具体的に検討		
粗大ごみふれあい収集	継続的に実施				

区分	中間処理	主たる 所管	環境施設課	関係 所管	—
施策名称	ごみ処理能力の継続的な確保に向けた施設整備の推進				(新規)
第3次計画との関係	基本施策 3-3	安全・安心で安定的なごみ処理体制を構築します			
	—	—			
	—	—			
目的	安定的なごみ処理体制を継続的に確保するため、適切な施設整備構想を策定し、ごみ処理施設の更新・整備を行う。				
施策の概要	ごみ処理施設の計画から建設・稼働までは長い期間が必要となる。このため、臨海工場の暫定施設としての位置付けを踏まえたうえで、長期的な視点から必要かつ適正な処理能力を継続的に確保するため、施設整備構想を策定したうえで、現在休止中の南工場用地など既存用地も含めて施設整備候補地の選定を行い、将来にわたり安定的に施設の更新・整備が可能な施設整備計画を策定し、これに基づき、ごみ処理施設の更新・整備を推進する。特に、東工場第一工場については著しく老朽化が進んでいることから、早急に対応を進める。				
	<p>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</p> <p>施設規模について、ごみ減量化の見通しを踏まえ、適切な規模へのダウンサイジングにより、整備・維持管理コストの削減を図る。</p>				
期待される効果	中長期的な視点から施設整備構想を策定し、安定的に施設の更新・整備を行うことで、市内から排出される一般廃棄物を安定的に処理することができる。				
目標	2017 (H29) 年度中に施設整備構想を策定し、計画に基づく施設整備を推進する。				
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した南工場の更新施設として臨海工場を建設</li> <li>・老朽化した東工場第二工場の基幹改良工事を実施</li> </ul>				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
ごみ処理能力の継続的な確保に向けた施設整備の推進	施設整備構想の策定		施設整備計画の策定		

個別施策シート

(施策番号 : 37)

区分	中間処理	主たる 所管	環境施設課	関係 所管	クリーンセンター管理課
施策名称	リサイクルプラザの更新等資源化施設の整備				(継続)
第3次計画との関係	基本施策 3-3	安全・安心で安定的なごみ処理体制を構築します			
	—	—			
	—	—			
目的	リサイクル施策と整合のとれた資源化施設の整備を図る。				
施策の概要	老朽化が進んでいるリサイクルプラザの更新等、リサイクル施策と整合の取れた資源化施設の整備を図る。				
	(費用対効果と市民サービス向上の視点) リサイクル施策に応じ、必要な施設整備を行うことで安定的な資源化が行える。また、施設整備にあたってはごみ減量化・資源化の見通し等を踏まえ、適切な規模とする。				
期待される効果	中長期的な視点から施設整備構想を策定し、安定的に施設の更新・整備を行うことで、市内から排出される一般廃棄物を安定的に処理することができる。				
目標	2017年度中に施設整備構想を策定し、計画に基づく施設整備を推進する。				
これまでの取組	適切な更新時期を把握するため、毎年度実施する定期修繕工事で各設備の劣化状況を確認				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
リサイクルプラザの更新等資源化施設の整備	施設整備構想の策定		施設整備計画の策定		

個別施策シート

(施策番号：38)

区分	中間処理	主たる 所管	環境施設課	関係 所管	クリーンセンター東工場
施策名称	ごみ処理施設の長寿命化の推進 (継続)				
第3次計画との関係	基本施策 3-3	安全・安心で安定的なごみ処理体制を構築します			
	—	—			
	—	—			
目的	ごみ処理施設の長寿命化を図る。				
施策の概要	経済性の観点からストックマネジメントの考え方を推進し、適切な時期に大規模改修工事等を行うことで、施設の長寿命化を図る。				
	(費用対効果と市民サービス向上の視点) 大規模改修工事等の実施にあたっては、費用対効果を考慮し、コストの縮減を図る。				
期待される効果	施設の長寿命化により、長期的な視点から建設コストの縮減につながる。				
目標	2017 (H29) 年度中に施設整備構想を策定し、計画に基づき施設の長寿命化を図る。				
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 24～25 年度 東工場第二工場基幹改良工事の実施</li> <li>適切な更新時期を把握するため、毎年度実施する定期修繕工事で各設備の劣化診断を実施</li> </ul>				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
ごみ処理施設の長寿命化の推進	施設整備構想の策定		施設整備計画の策定		



個別施策シート

(施策番号 : 39)

区分	中間処理	主たる 所管	環境施設課	関係 所管	—
施策名称	耐震化等を考慮した老朽化施設の強靱化				(新規)
第3次計画との関係	基本施策 3-3	安全・安心で安定的なごみ処理体制を構築します			
	—	—			
	—	—			
目的	大規模災害発生時のがれき等災害廃棄物の迅速かつ適正な処理体制を構築する。				
施策の概要	大規模災害時に備え、老朽化が進んだ施設について、耐震化・地盤改良・浸水対策等を考慮して適切な時期に対策を行い、施設の強靱化を図る。				
	(費用対効果と市民サービス向上の視点) 対策工事等の実施にあたっては、費用対効果を考慮し、コストの縮減を図る。				
期待される効果	施設の強靱化により、大規模災害発生時のがれき等災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が可能となり、市民生活の環境衛生の確保、迅速な災害復旧につながる。				
目標	2017 (H29) 年度中に施設整備構想を策定し、計画に基づき施設の強靱化を図る。				
これまでの取組	既存施設の耐震化診断の実施				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
老朽化施設の強靱化	検討		必要に応じて対策の実施		

区分	その他	主たる 所管	環境事業管理課	関係 所管	—
施策名称	災害廃棄物の迅速かつ適正な収集・処理体制の構築				(新規)
第3次計画との関係	基本施策 3-3	安全・安心で安定的な処理体制を構築します			
	—	—			
	—	—			
目的	大規模災害発生時の災害廃棄物の迅速かつ適正な収集・処理体制を構築する。				
施策の概要	<p>大規模災害発生時のがれき等災害廃棄物を迅速かつ適正に処理できるよう、発生量の推計、仮置場の選定、収集運搬ルート、処理フロー等を検討し、大規模災害発生時の災害廃棄物の迅速かつ適正な収集・処理体制の構築を行う「(仮称) 堺市災害廃棄物処理計画」を策定する。</p> <p>策定後は、計画に基づき、関係団体との協定や収集運搬ルート、仮置場候補地等について毎年度確認・更新するとともに、継続的に研修や訓練を行い、その結果も踏まえて計画を随時見直す。</p> <p>(費用対効果と市民サービス向上の視点)</p> <p>本施策は、大規模災害発生時の災害廃棄物の迅速かつ適正な収集・処理を図るものであり、本施策そのものが市民サービスの向上につながるものである。</p>				
期待される効果	災害廃棄物処理計画の策定により、発災時の円滑な初動対応や、災害廃棄物の迅速かつ適切な収集・処理を行うことができ、災害時の公衆衛生の確保につながるとともに、迅速な災害復旧・復興に寄与する。				
目標	2016 (H28) 年度中に災害廃棄物処理計画を策定し、以降、継続的に訓練・研修を実施する。				
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 22 年 4 月 堺市委託環境事業協同組合と「災害支援協定書」を締結</li> <li>平成 25 年 3 月 泉州地域自治体と「一般廃棄物(ごみ)処理に係る相互支援基本協定」を締結</li> <li>平成 25 年 4 月 堺リサイクル事業組合と「災害支援協定書」を締結</li> </ul>				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
「(仮称) 災害廃棄物処理計画」の策定	策定	詳細な内容を毎年度確認・更新			
		必要に応じて計画の見直し			
災害発生時を想定した訓練・研修の実施		継続的に実施			

区分	最終処分	主たる 所管	環境事業管理課	関係 所管	—
施策名称	ごみ減量化・リサイクルの推進による最終処分量の削減 (継続)				
第3次計画との関係	基本施策 3-4	安定的・継続的な最終処分体制の確立を図ります。			
	—	—			
	—	—			
目的	最終処分量を可能な限り削減することにより、最終処分場の延命化に寄与する。				
施策の概要	クリーンセンター臨海工場における溶融処理の継続実施、最終処分量の削減に向けた調査・研究を含めたごみの減量化・リサイクルの推進により、最終処分量の更なる削減を行う。				
	(費用対効果と市民サービス向上の視点) 本施策そのものが、最終処分経費の縮減につながるものであり、ごみ処理事業全体の費用対効果の向上に寄与するものである。				
期待される効果	最終処分量の削減により、最終処分経費の縮減につながるとともに、最終処分場の延命化に寄与する。				
目標	【最終処分量の削減目標】 …2.3万トン (2020年度) …1.7万トン (2025年度)				
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年4月 臨海工場運転開始による溶融処理の開始</li> <li>平成26年度 東工場の焼却灰の溶融試験の実施</li> </ul>				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
臨海工場における溶融処理	継続して実施				
最終処分量の更なる削減に向けた調査・研究	継続して実施				

区分	最終処分	主たる 所管	環境事業管理課	関係 所管	環境施設課
施策名称	長期的視点にたった最終処分体制の確立 (継続)				
第3次計画との関係	基本施策 3-4	安定的・継続的な最終処分体制の確立を図ります。			
	—	—			
	—	—			
目的	安定的・継続的な最終処分体制の確立により、市民生活の安全を確保する				
施策の概要	現在本市では、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）に最終（埋立）処分を全面的に委託しているが、現時点でのフェニックスの受入計画期間は 2027（平成 39）年までとなっていることから、次期計画について、フェニックスや関係自治体とともに検討を進め、長期的視点にたった安定的・継続的な最終処分体制の確立を図る。				
	（費用対効果と市民サービス向上の視点） 費用対効果を考慮しながら、長期的視点にたった安定的・継続的な最終処分体制の検討を進める。				
期待される効果	安定的・継続的な最終処分体制を確立することで、市内から排出されるごみを長期的に適正処理することができる。				
目標	安定的・継続的な最終処分体制の確立に向け、フェニックス及び関係自治体と円滑に調整していく				
これまでの取組	平成 20 年 10 月以降 フェニックスに埋立処分の全面委託 (平成 20 年 9 月 南部処理場への搬入停止)				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
フェニックス及び関係自治体と次期計画について検討・調整	関係自治体と検討・調整				
長期的視点にたった最終処分体制の検討	検討				

個別施策シート

(施策番号：43)

区分	最終処分	主たる 所管	環境施設課	関係 所管	浄化ステーション 環境事業管理課
施策名称	南部処理場の将来的な利活用方策の検討 (継続)				
第3次計画との関係	基本施策 3-4	安定的・継続的な最終処分体制の確立を図ります			
	—	—			
	—	—			
目的	南部処理場について、埋立終了後の土地の有効活用を図る。				
施策の概要	南部処理場の今後の利活用方策として、当面は災害時のがれき類や不燃物等の仮置場としての利用を念頭におきつつ、将来的な埋立終了後の土地の利活用方策について検討を進める。				
	(費用対効果と市民サービス向上の視点)  本施策は、最終（埋立）処分場の将来の利活用方策について検討を行うものであり、本施策そのものが財産の有効利用につながるものである。				
期待される効果	大規模災害復旧に必要となる災害廃棄物の仮置き場を確保することにより、迅速な災害復旧につながる。また、埋立終了後の土地有効活用について、その時のニーズを考慮した整備等を行うことにより、市民サービスの向上につながる。				
目標	埋立処分場の有効利用に向けた整備等				
これまでの取組	平成 27 年度 旧処分地における多目的広場の整備（平成 28 年度から一般開放）				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
南部処理場の将来的な利活用方策の検討	→ 随時検討・整備等				

個別施策シート

(施策番号：44)

区分	中間処理	主たる 所管	クリーンセンター東工場	関係 所管	環境施設課
施策名称	焼却施設の適正な運転管理				(継続)
第3次計画との関係	基本施策 3-5	ごみの処理・処分に伴う環境負荷の低減を進めます			
	—	—			
	—	—			
目的	適切な定期整備点検等を実施することにより、各種法令等に基づく規制基準を遵守し、環境負荷の低減を図る。				
施策の概要	適切な定期整備点検を適確に実施するとともに、排水・排ガス処理設備等も含め適正な運転管理を実施することにより、各種法令等に基づく規制基準を遵守する。				
	(費用対効果と市民サービス向上の視点) 各種法令等に基づく規制基準を遵守し、生活環境の保全を図る。				
期待される効果	適切な定期設備点検等を行うことにより、焼却施設の安定、安全な施設の運営管理につながり、かつ各種法令等に基づく規制基準を遵守することにより、生活環境の維持・向上につながる。				
目標	施設の安定・安全な運営管理による一般廃棄物の処理及び各種法令等に基づく規制基準の遵守				
これまでの取組	適正な運転管理方法の確立				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
焼却施設の適正な運転管理	継続的に実施				

個別施策シート

(施策番号：45)

区分	最終処分	主たる 所管	浄化ステーション	関係 所管	環境施設課
施策名称	南部処理場の適正な維持管理				(継続)
第3次計画との関係	基本施策 3-5	ごみの処理・処分に伴う環境負荷の低減を進めます			
	—	—			
	—	—			
目的	埋立処分場の廃棄物及び浸出水の外部流出を防止するとともに、浸出水については適正処理を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。				
施策の概要	処分場の廃棄物の飛散流出及び浸出水の外部流出を防止するとともに、浸出水処理施設の老朽化が進んでいることから、引き続き安全かつ安定的な維持管理を継続することにより、生活環境の保全を図る。				
	(費用対効果と市民サービス向上の視点) 整備補修の実施にあたっては、費用対効果を考慮し、整備コストの縮減を図る。				
期待される効果	計画的に補修更新を行い、安全かつ安定的な維持管理を継続することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上につながる。				
目標	一般廃棄物最終処分場の維持管理の技術上の基準を継続的に順守する。				
これまでの取組	一般廃棄物最終処分場の維持管理の技術上の基準に基づく維持管理の継続実施				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
南部処理場の適正な維持管理	一般廃棄物最終処分場の維持管理の技術上の基準に基づく維持管理の継続実施				

区分	中間処理	主たる 所管	クリーンセンター東工場	関係 所管	環境施設課
施策名称	廃棄物発電等の熱エネルギーの有効利用 (継続)				
第3次計画との関係	基本施策 3-5	ごみの処理・処分に伴う環境負荷の低減を進めます			
	—	—			
	—	—			
目的	ごみ焼却時に発生する熱エネルギーの有効活用を図り、低炭素社会の実現に貢献する。				
施策の概要	東工場第一工場及び第二工場では、ごみの焼却時に発生する熱エネルギーの有効活用を図るため、各工場の給湯・暖房のほか、外部施設に蒸気を供給している。また、東工場第二工場及び臨海工場では高効率の廃棄物発電を行い、工場で使用する電力を賄うとともに、余剰電力を電気事業者等に売却している。 今後もこれらに継続的に取り組む。 (費用対効果と市民サービス向上の視点) 本施策により売電等費用(歳入)を確保できることから、本施策そのものがごみ処理事業全体の費用対効果の向上につながるものである。				
	発電した電力・蒸気の自己消費や外部供給により、化石燃料の消費が抑制され、温室効果ガスの発生抑制につながる。また、電力・蒸気の外部供給は、歳入確保にもつながる。				
期待される効果	発電した電力・蒸気の自己消費や外部供給により、化石燃料の消費が抑制され、温室効果ガスの発生抑制につながる。また、電力・蒸気の外部供給は、歳入確保にもつながる。				
目標	一般廃棄物処理実施計画に示す計画処理量を処理できるように、一般廃棄物処理施設の安定稼働を行うとともに、最大限の余熱利用を図る。				
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物発電は、東工場第二工場は平成9年、臨海工場は平成25年から開始。</li> <li>・蒸気供給は、東工場第一工場は平成9年、東工場第二工場は平成16年から開始。</li> </ul>				
スケジュール					
取組内容	2016(H28)年度	2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(H31)年度	2020(H32)年度
廃棄物発電	継続的に実施				
蒸気供給	継続的に実施				



個別施策シート

(施策番号：47)

区分	中間処理	主たる 所管	環境施設課	関係 所管	クリーンセンター東工場
施策名称	中間処理に係る調査・研究の推進				(継続)
第3次計画との関係	基本施策 3-6	ごみの処理・処分に関する調査・研究を進めます			
	—	—			
	—	—			
目的	今後の中間処理施設の整備を計画する上で、メタン発酵技術などの最新の処理技術について調査・研究を行う。				
施策の概要	生ごみのメタン発酵の他、廃棄物系バイオマスの利活用方策について調査・研究を進める。また、ごみを安全かつ安定的に処理するため、新しい廃棄物処理技術について調査・研究を進める。				
	(費用対効果と市民サービス向上の視点) 本施策は新技術等について調査を行うものであり、本施策そのものが長期的に市民サービスの向上につながるものである。				
期待される効果	未利用エネルギーの活用等により、更なるごみのリサイクルの推進や温室効果ガスの削減につながる可能性がある。				
目標	中間処理に係る新技術導入に向けた調査・研究を継続的に実施する。				
これまでの取組	他市事例の調査・研究				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
廃棄物系バイオマスの利活用方策に係る調査・研究	継続的に実施				
新しい廃棄物処理技術に係る調査・研究	継続的に実施				

個別施策シート

(施策番号：48)

区分	最終処分	主たる 所管	環境施設課	関係 所管	クリーンセンター東工場
施策名称	最終処分量の更なる削減に向けた調査・研究の推進				(継続)
第3次計画との関係	基本施策 3-6	ごみの処理・処分に関する調査・研究を進めます			
	—	—			
	—	—			
目的	最終処分量を削減することにより、最終処分場(フェニックス)の延命化に寄与する。				
施策の概要	東工場において発生する焼却灰の熔融処理の試験実施や焼却灰等のセメント化、山元還元など、最終処分量の更なる削減に向けた調査・研究を進める。				
	(費用対効果と市民サービス向上の視点) 本施策は、最終処分場の延命化に寄与し、市内から排出される一般廃棄物の安定的な処理を図るものであり、本施策そのものが市民サービスの向上につながるものである。				
期待される効果	最終処分量を削減することにより、最終処分場(フェニックス)の延命化につながるとともに、市内から排出される一般廃棄物を安定的に処理することができ、市民の良好な生活環境の保全、公衆衛生の維持・向上につながる。				
目標	最終処分の更なる削減に係る新技術導入に向けた調査・研究を継続的に実施する。				
これまでの取組	平成 26 年度 東工場において発生する焼却灰の熔融処理の試験実施				
スケジュール					
取組内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
最終処分量の更なる削減に係る調査・研究	継続的に実施				

<参考：施策体系一覧>

基本方針	基本施策	個別施策
① 4 Rのさらなる推進	1-1 家庭ごみ有料化の導入を図ります	1 ☆家庭ごみ有料化の導入<P7>
	1-2 ごみの減量化・リサイクルの取組を集中的に進めます	2 生きごみさん<P8>
		3 家庭系生ごみの減量対策の推進<P9>
		4 家庭系古紙類の分別排出・リサイクル体制の整備<P10>
		5 資源物集団回収の更なる促進<P11>
		6 ☆事業系古紙のリサイクル推進<P12>
		7 臨海工場における溶融スラグ・メタルのリサイクルの推進<P13>
		8 処理段階でのリサイクル推進に向けた資源化施設の整備<P14>
		9 使用済小型家電の回収・リサイクル<P15>
		10 家庭系ごみ不適正排出に対する啓発・指導等<P16>
		11 ☆レジ袋削減の推進<P17>
		12 市役所におけるごみ減量化・リサイクルの推進<P18>
1-3 環境教育・啓発活動をより一層強化します	13 「ごみの4 R運動」を基本とした啓発活動の推進<P19>	
	14 環境教育の推進（園児・児童等への出前講座等）<P20>	
	15 環境教育の推進（ごみ処理施設見学の実施）<P21>	
	16 特に若年層に向けた情報発信・啓発の強化<P22>	
1-4 さらなるごみの減量化等に向けた施策の検討を進めます	10（再掲）家庭系ごみ不適正排出に対する啓発・指導等掲<P16>	
	17 メタン発酵施設等の導入可能性の検討<P23>	
② ごみに関わる多様な主体の連携・協働	2-1 ごみに関する情報を積極的に発信します	16（再掲）特に若年層に向けた情報発信・啓発の強化<P22>
		18 家庭系ごみに関する情報発信<P24>
		19 事業系ごみに関する情報発信<P25>
	2-2 市民・事業者による自主的な行動の促進を図ります	5（再掲）資源集団回収の更なる促進（再掲）<P11>
		20 ごみ減量化推進員制度<P26>
		21 ☆リターナブルびんの利用促進<P27>
		22 大阪府エコタウンプランとの連携による処理体制の確保<P28>
		23 事業系大規模建築物におけるごみ減量・適正排出の推進<P29>
		24 事業系食品廃棄物の減量・リサイクル推進<P30>
		25 エコショップ制度<P31>
③ 環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築	3-1 ごみの適正排出を確保します	26 家庭系ごみ収集運搬制度の見直し<P32>
		27 ☆不燃物・金属類の分別・収集運搬制度の整理<P33>
		28 適切な事業系ごみ収集運搬体制の構築<P34>
		29 清掃工場への直接搬入制度の見直し<P35>
		30 義務外品（家電4品目）等の適切な収集運搬体制の確保<P36>
		31 ☆水銀使用廃棄物の適正回収の推進<P37>
	3-2 ごみの収集運搬制度の適正化を図ります	10（再掲）家庭系ごみ不適正排出に対する啓発・指導等<P16>
		16（再掲）特に若年層に向けた情報発信・啓発の強化<P22>
		23（再掲）事業系大規模建築物におけるごみ減量・適正排出の推進<P29>
		32 家庭ごみ排出方法の周知徹底<P38>
		33 搬入禁止物についての処理先情報の充実<P39>
		34 清掃工場での搬入物検査<P40>
		35 高齢者等の社会的弱者への対応<P41>
	3-3 安全・安心で安定的なごみ処理体制を確立します	8（再掲）処理段階でのリサイクル推進に向けた資源化施設の整備<P14>
		22（再掲）大阪府エコタウンプランとの連携による処理体制の確保<P28>
		36 ☆ごみ処理能力の継続的な確保に向けた施設整備の推進<P42>
		37 リサイクルプラザの更新等資源化施設の整備<P43>
		38 ごみ処理施設の長寿命化の推進<P44>
		39 ☆耐震化等を考慮した老朽化施設の強靱化<P45>
		40 ☆災害廃棄物の迅速かつ適正な収集・処理体制の構築<P46>
	3-4 安定的・継続的な最終処分体制の確立を図ります	41 ごみ減量化・リサイクルの推進による最終処分量の削減<P47>
		42 長期的視点にたった安定的・継続的な最終処分体制の確立<P48>
		43 南部処理場の将来的な利活用方策の検討<P49>
	3-5 ごみの処理・処分に伴う環境負荷の低減を進めます	44 焼却施設の適正な運転管理<P50>
	45 南部処理場の適正な維持管理<P51>	
	46 廃棄物発電等の熱エネルギーの有効利用<P52>	
3-6 ごみの処理・処分に関する調査・研究を進めます	47 中間処理に係る調査・研究の推進<P53>	
	48 最終処分量の更なる削減に向けた調査・研究の推進<P54>	

☆：新規施策

**第3次堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画  
前期推進プラン(2016-2020)**

---

平成28年7月発行

編集／堺市環境局 環境事業部 環境事業管理課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL : 072-228-7478 FAX : 072-229-4454

E-mail : kankan@city.sakai.lg.jp

---